

きらりタウン「美郷」分譲実施要項

(目的)

1. 大江町が造成するきらりタウン「美郷」の宅地分譲を円滑に推進するためにこの要項を定める。

(分譲対象者)

2. きらりタウン「美郷」は、国土交通省の「まちづくり交付金事業」の採択を受け、「市街地周辺に少子高齢化に対応したゆとりある居住基盤づくりを進め定住人口の確保を図る。」を目標に掲げ推進していることから、その目標達成に適合する利用目的に供しようとするものを分譲の対象者とする。

(建築等協定)

3. 良好な居住環境を確保し、将来の良好な街並み景観を形成するため、分譲者との間に建築物及び工作物の建築にあたっては協定を締結する。

(申込資格)

4. 分譲宅地の所有権移転完了の日から起算して10年以内に住宅（一定の要件に該当する併用住宅を含む）を建築し、定住する者とする。

(譲渡の制限)

5. 譲渡物件の所有権移転登記完了の日から起算して3年を経過するまでは、その所有権の一部又は全部を第三者に譲渡又は貸し付けてはならない。

(所有権移転)

6. 所有権移転登記は、土地代金完納後に行うこととし、登記に必要な経費は土地取得者の負担とする。

(申込み受付)

7. 分譲申込み受付は、平成18年11月1日から行い、全区画とも原則先着順の分譲とする。ただし、公共用地提供による申込者を優先するものとする。

(申込区画)

8. 分譲申込は原則として一世帯1区画とする。

(申込方法)

9. 別紙分譲申込書に必要事項を記載のうえ、下記書類を添付して文書により申し込むこと。

- | | |
|---|----|
| ①資金計画書 | 1通 |
| ②住民票謄本 | 1通 |
| ③納税証明書（現住所の市町村で発行したもの） | 1通 |
| ※住民票謄本・納税証明書については分譲申込日からみて3ヶ月以内に発行されたもの | |
| ④本人以外の方が受付をする場合は委任状 | 1通 |

(分譲契約)

10. 申込み書類の審査の結果、適当と認める場合は、分譲を決定し分譲契約を締結する。

(契約保証金)

11. 分譲契約締結と同時に分譲代金の10%相当額を契約保証金として納入しなければならない。ただし、この契約保証金は分譲代金納入時において分譲代金に充当するものとするが、契約を解除した場合は、契約保証金は返還しない。

(分譲代金の支払い)

12. 分譲契約締結の日から起算して30日以内に、分譲代金から前項の契約保証金10%を差し引いた分譲代金全額を納入しなければならない。

(その他)

13. 不正な行為により申込みをしたことが明らかになった場合は、申込みを取り消すことができる。

(附則)

14. この要項に定めのないもので、分譲に際し特に必要な事項は、町長が別に定める。